

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 12日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県日立市宮田町3

氏 名 ENEOS 株式会社

製造部 日立事業所

所長 中村 博幸

電話番号 0294-23-2271



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 事業場の名称  | ENEOS株式会社 製造部 日立事業所  |
| 事業場の所在地 | 茨城県日立市宮田町3453番地      |
| 計画期間    | 2024年4月1日～2025年3月31日 |

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

|                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| ① 事業の種類              | その他無機化学工業製品製造業              |
| ② 事業の規模              | 1,314トン/年(2023年度実績)         |
| ③ 従業員数               | 21名                         |
| ④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 | 汚泥(有害) ⇒ 焼却<br>廃水銀等 ⇒ 焙焼、埋立 |



| 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 |  |                 |           |        |
|---------------------------|--|-----------------|-----------|--------|
|                           | (管理体制図)<br><br><汚泥(有害)><br>製造チームリーダー【特別管理産業廃棄物責任者】<br>(汚泥(有害)一時保管責任者、汚泥(有害)移送指示、引渡証交付)<br>製造チーム(スクラパーの運転管理、タンク内上澄み管理)<br><br><廃水銀等><br>製造チームリーダー【特別管理産業廃棄物責任者】<br>(廃水銀等一時保管責任者、引渡証交付)<br>製造チーム(水銀および溶剤を使用した分析)                     |                 |           |        |
| 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項     |  |                 |           |        |
| ① 現状                      |  | 【前年度(2023年度)実績】 |           |        |
|                           | 特別管理産業廃棄物の種類   | 汚泥(有害)          | 廃アルカリ(有害) | 廃水銀等   |
|                           | 排出量  | 93.19 t         | 0 t       | 0.02 t |
|                           | (これまでに実施した取組)<br>汚泥は、排ガス処理により発生する為、単位生産量あたりに排出されるガスを少なくする事、並びに薬液の注入量を抑える事より低減してきた。   |                 |           |        |
| ② 計画                      |  | 【今年度(2024年度)目標】 |           |        |
|                           | 特別管理産業廃棄物の種類   | 汚泥(有害)          | 廃アルカリ(有害) | 廃水銀等   |
|                           | 排出量  | 100.0 t         | 0 t       | 0.02 t |
|                           | (今後実施する予定の取組)<br>2024年度は1,500トン程度の生産を見込んでいる。2024年度は、昨年度より生産量が増えるため、生産量増を考慮して汚泥(有害)の排出量を見込むが、単位生産量あたりの排出量を低減する試み、薬液注入量を低減する試みは継続して行う。さらに上澄み液の汚泥(有害)の処理比率を上げる事を継続して検討している。<br>廃水銀等は、水銀と溶剤を用いた分析により発生する為、引き続き分析に用いる1回あたりの量を低減する取組を行う。 |                 |           |        |
| 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項        |  |                 |           |        |
| ① 現状                      | (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)<br>各廃棄物について保管場所を決め、分別管理を行っている。  |                 |           |        |
| ③ 計画                      | (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)<br>現状の取り組みを継続する。   |                 |           |        |

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

| ① 現状 | 【前年度（2023年度）実績】       |        |           |      |
|------|-----------------------|--------|-----------|------|
|      | 特別管理産業廃棄物の種類          | 汚泥（有害） | 廃アルカリ（有害） | 廃水銀等 |
|      | 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量 | 0 t    | 0 t       | 0 t  |
|      | （これまでに実施した取組）         |        |           |      |
|      | —                     |        |           |      |
| ② 計画 | 【今年度（2024年度）目標】       |        |           |      |
|      | 特別管理産業廃棄物の種類          | 汚泥（有害） | 廃アルカリ（有害） | 廃水銀等 |
|      | 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量  | 0 t    | 0 t       | 0 t  |
|      | （今後実施する予定の取組）         |        |           |      |
|      | 実施予定なし                |        |           |      |

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

| ① 現状 | 【前年度（2023年度）実績】          |        |           |      |
|------|--------------------------|--------|-----------|------|
|      | 特別管理産業廃棄物の種類             | 汚泥（有害） | 廃アルカリ（有害） | 廃水銀等 |
|      | 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量     | 0 t    | 0 t       | 0 t  |
|      | 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 | 0 t    | 0 t       | 0 t  |
|      | （これまでに実施した取組）            |        |           |      |
|      | —                        |        |           |      |
| ② 計画 | 【今年度（2024年度）目標】          |        |           |      |
|      | 特別管理産業廃棄物の種類             | 汚泥（有害） | 廃アルカリ（有害） | 廃水銀等 |
|      | 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量      | 0 t    | 0 t       | 0 t  |
|      | 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 | 0 t    | 0 t       | 0 t  |
|      | （今後実施する予定の取組）            |        |           |      |
|      | 実施予定なし                   |        |           |      |

## (第4面)

| 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項   |                           |         |           |        |
|--|---------------------------|---------|-----------|--------|
| ① 現状   | 【前年度（2023年度）実績】           |         |           |        |
|  | 特別管理産業廃棄物の種類              | 汚泥（有害）  | 廃アルカリ（有害） | 廃水銀等   |
|  | 自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量     | 0 t     | 0 t       | 0 t    |
|  | （これまでに実施した取組）<br>—        |         |           |        |
| ② 計画   | 【今年度（2024年度）目標】           |         |           |        |
|  | 特別管理産業廃棄物の種類              | 汚泥（有害）  | 廃アルカリ（有害） | 廃水銀等   |
|  | 自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量      | 0 t     | 0 t       | 0 t    |
|  | （今後実施する予定の取組）<br>実施予定なし   |         |           |        |
| 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項  |                           |         |           |        |
| ① 現状   | 【前年度（2023年度）実績】           |         |           |        |
|  | 特別管理産業廃棄物の種類              | 汚泥（有害）  | 廃アルカリ（有害） | 廃水銀等   |
|  | 全処理委託量                    | 93.19 t | 0 t       | 0.02 t |
|  | 優良認定処理業者への処理委託量           | 0 t     | 0 t       | 0.02 t |
|  | 再生利用業者への処理委託量             | 0 t     | 0 t       | 0 t    |
|  | 認定熱回収業者への処理委託量            | 93.19 t | 0 t       | 0 t    |
|  | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | 0 t     | 0 t       | 0 t    |
| （これまでに実施した取組）<br>汚泥（有害）については、処理を委託している先が優良認定でなくなったため、優良認定処理業者への委託量が0tになった。また、単位生産量あたりの排出量を低減する試み、薬液注入量を低減する試みを行っているので、排出量が増加することなく抑えられている。この活動は継続して行う。 |                           |         |           |        |

## (第5面)

|   |   |         |           |        |
|---|---|---------|-----------|--------|
| ② 計画  | 【今年度（2024年度）目標】                                       |         |           |        |
|   | 特別管理産業廃棄物の種類  | 汚泥（有害）  | 廃アルカリ（有害） | 廃水銀等   |
|   | 全処理委託量  | 100 t   | 0 t       | 0.02 t |
|   | 優良認定処理業者への処理委託量                                       | 0 t     | 0 t       | 0.02 t |
|   | 再生利用業者への処理委託量   | 0 t     | 0 t       | 0 t    |
|   | 認定熱回収業者への処理委託量  | 100 t   | 0 t       | 0 t    |
|   | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量                             | 0 t     | 0 t       | 0 t    |
| <p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>汚泥（有害）については、優良認定処理業者が認定取り消しとなったため、優良でない処分事業者へ依頼せざるを得ない。<br/>         廃水銀等については、国内の処理業者は1社のみであり、そこは優良認定を取得しているため、優良認定処理業者で処理することになる。</p> |   |         |           |        |
| 電子情報処理組織の使用に関する事項   | 【前年度（2023年度）実績】                                       |         |           |        |
|   | 特別管理産業廃棄物<br>排出量<br>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)                | 93.21 t |           |        |
|   | <p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>廃棄物排出量を削減する検討を継続して実施していく。</p> |         |           |        |
| ※事務処理欄  |   |         |           |        |

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。